

令和7年11月

国立大学法人一橋大学

国立大学法人一橋大学国立宿舎跡地における定期借地権設定事業に係る
優先交渉権者の決定について

令和7年5月7日付けで公示した「国立大学法人一橋大学国立宿舎跡地における定期借地権設定事業」に係る企画公募について、提案書及びプレゼンテーション等を厳正に審査した結果、下記のとおり優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定しましたので、お知らせします。

記

1. 優先交渉権者及び次順位交渉権者

(1) 優先交渉権者

阪急阪神不動産株式会社

(2) 次順位交渉権者

関電不動産開発株式会社

2. 優先交渉権者の決定理由

優先交渉権者の提案は本学や周辺地域環境との調和のとれた施設を整備・運営するものであり、内容評価及び価格評価の結果を合計した総合評価において、最高得点となった。

以上